

## パブリックコメントの実施結果の公表について

パブリックコメントの実施結果（「パブリックコメントに対する審議会と市の考え方」）は、答申書の付属資料として添付します。

### 1. 公表の時期について

パブリックコメントの実施結果は、答申後、速やかに公表します。

### 2. 公表・公開する内容について

パブリックコメントの実施結果の公表にあたっては、審議会での審議資料と審議結果をまとめた公表用資料（答申書付属資料）、広報紙原稿を作成していきます。作成する資料は、次のとおりです。

#### ① 審議会検討資料

審議会検討資料は、審議会開催ごとに、議事録とともにホームページで公開します。当該資料では、原則として、意見提出者から類似の意見が多数あった場合についても、提出者の意見すべてについて、考え方を示し記載することとします。（別紙の「記載例1」のとおり。）

※個人・団体等が特定できる固有名詞、商品名等は「〇〇」に置き換え、不適切な表現、情報等が含まれている意見の全部・一部は公表・公開の対象としません。

#### ② 答申付属資料

答申付属資料では、提出意見の内容を分かりやすくするために概要を記載し、また複数の類似意見は、集約して作成します。（別紙の「記載例2」のとおり。）

#### ③ 広報紙掲載資料

「広報くさつ」に掲載する原稿で、②の答申付属資料に基づき、提案意見や考え方を簡潔に要約して作成します。（別紙の「記載例3」のとおり。）

### 3. 公表する方法について

公表の方法は、2月に実施したパブリックコメントの方法と同じで、庁舎、市民センター等の施設、ホームページで閲覧できるようにします。また、市広報紙で、答申内容と合わせて、パブリックコメントの実施結果を市民に周知します。

## ◎草津市パブリック・コメント制度実施要綱（抜粋）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見および情報を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見および情報、これらに対する市の考え方ならびに当該計画等の案を修正した場合にあっては当該修正の内容を公表しなければならない。ただし、提出された意見および情報のうち、公表することにより個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部または一部を公表しないことができる。